様式第十五号を次のように改める。

様式第十五号（第二十四条関係）

第　　号

特別児童扶養手当資格喪失通知書

氏　　名		証書記号・番号	第　　号
住　　所			
受給資格がなくなった理由			
受給資格がなくなった日	平成　　年　　月　　日		

上記のとおり、受給者は特別児童扶養手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して異議申立て（政令指定都市の場合は審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県（政令指定都市の場合は市）を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定又は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　異議申立て又は審査請求があった日から３か月を経過しても決定又は裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

平成　　年　　月　　日

知事

印

市長

殿

（日本工業規格　Ａ列４番）

様式第十七号を次のように改める。

様式第十七号（第三十一条関係）

（表面）

特別児童扶養手当受給資格調査員証

写

真

第　　号

官　　職
又は職名

氏　　名

生年月日

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条に定める当該職員であることを証する。

平成　　年　　月　　日　交付

印

都道府県知事
政令指定都市市長

（裏面）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（抄）

（支給の制限）

第11条　手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

１　受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第１項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

２　障害児が、正当な理由がなくて、第36条第２項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

３　受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠つているとき。

（調査）

第36条　行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

２　行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

３　前２項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注意

１　この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

２　この調査員証は、交付の日から１年間有効とする。

３　この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要になつたときは、速やかに、返還しなければならない。

１．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。